

介護保険のお知らせ

認定証

介護保険対象施設などで、居住費と食費が軽減されます

特定入所者介護サービス費（自己負担限度額）制度

所得の低い人が、介護保険対象施設の利用が困難にならないよう、利用者の自己負担となっている居住費と食費を、所得に応じた限度額までとする制度です。

負担限度額認定証

この制度を利用するには、負担限度額認定証の交付を受ける必要があります。

申請の承認後に、負担限度額認定証を交付します。で、利用する施設の窓口に提示してください。

- ▽対象 次の全てに該当する人
- ▽市民税非課税世帯
- ▽預貯金などの額が、単身

減額となるサービス	必要書類	申請方法	申請期間
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設入所（院）者の居住費と食費	本人および配偶者の預金金額の分かるもの ※申請日から2か月以内に記帳した通帳の写し、有価証券の価格表を確認できる書類、投資信託口座残高の写しなど。	申請書、印鑑、本人および配偶者の預貯金などが分かるものなどを持参し、申請してください。	随時
短期入所生活介護（ショートステイ）・短期入所療養介護利用者の居住費と食費			

者1,000万、配偶者がいる場合、2,000万を超えていない有効期間 申請した月の初日～平成30年7月31日

申請・問い合わせ先

長寿支援課（☎40002

22）または上下支所市民生活係（☎621211

4）

65歳以上の介護保険料の納付方法は原則、特別徴収になります

特別徴収…年額18万円以上の年金を受給されている人は、年金から差し引かれます。

普通徴収…特別徴収ではない人は、納付書で納付してください。

特別徴収ではない人

- ▷65歳になられたばかりの人
- ▷府中市へ転入されたばかりの人
- ▷保険料の所得段階が変更となった人など

納期限 偶数月の末日（普通徴収の人）
※詳細な日付は、届いている通知書でご確認ください。

普通徴収の人は、口座振替が便利です

口座振替は、保険料の納め忘れがなく便利です。通知に口座振替依頼書を同封しておりますので、金融機関で手続きをお願いします。

保険料

介護保険料額決定通知書および納付書を送付します

平成29年度の介護保険料は、前年の所得を基に計算しています。65歳以上の人の介護保険料額決定通知書および納付書を7月中旬に送付しますのでご確認ください。

65歳以上の介護保険料

65歳になられた人の介護保険の保険料は、世帯の課税状況および本人の所得・課税状況により、府中市で

決定した、11に区分された保険料段階で算定します。

介護保険料を滞納すると

▽法律の定めにより、差し押えなどの滞納処分の対象となります。

▽介護保険サービス利用時に通常の負担で利用できないなど不利益が生じます。

▽配偶者や世帯主も法律の定めにより滞納処分される可能性があります。（連帯納付義務）

やむを得ない事情で期限内の納付が困難な場合は、

早めにご相談ください。

介護保険料の減免

納付が困難な人に対して、保険料を減免する制度があります。対象は、保険料段階が第2・第3段階かつ、所得、扶養、資産状況などの要件を満たす人です。また、災害による著しい損害、生計維持者の死亡・長期入院、事業の休・廃止などによる収入の激減なども減免の対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

長寿支援課の窓口開庁時間を延長します

介護保険料の納付および納付相談のため、窓口時間を延長しますので、ご利用ください。
7月27日（木）17時15分～19時

問い合わせ先 長寿支援課
（☎400222）